

第14回選定部会における審議事項

1 クラス担当保育士の配置

＜前回選定部会の方向性＞

移管日の前日に在所している児童のクラス担当については、市と法人それぞれの職員を配置する。

＜前回選定部会での主な意見＞

- ・ 市と法人の保育士がコミュニケーションを取ることが重要であり、各クラス担任に市と法人それぞれの保育士を配置する方が望ましい。崇仁保育所の保育を引き継ぐに当たっては、移管前の崇仁保育所の保育士が移管後に残ると上手くいくのではないか。
- ・ 市と法人の保育士が同じクラスに入ること、スムーズな運営ができると思う。そうでなければ、法人側が特定のクラスのことが分からないといったことにもなりかねない。
- ・ 先生同士の連携が取れていなければ、子どもは敏感に感じ取る。子どもに影響が出ないように引き継いで欲しい。

2 派遣期間

＜前回選定部会の方向性＞

市の職員の派遣期間は3年間で妥当である。

＜前回選定部会での主な意見＞

- ・ 担任として、市と法人それぞれの保育士を配置するのであれば、5年よりも短い期間で引継ぎができる。3年で十分ではないか。
- ・ 保護者は5年間市の保育士が関わると安心すると思うが、実際に保育園を運営する側からすると5年は長すぎると思う。一番大事なことは子どもが保育園を楽しんでいることであり、そうであれば保護者は納得すると思う。そのためには、引継ぎをきっちり行う必要がある。
- ・ 民間移管と移転が同時にある平成32年度が心配である。移管前の保育士が1年間残ってくれば、1年間で新しい園舎にも慣れることができ、2年目以降については、市の保育士、法人の保育士にかかわらず担任が持ち上がってくれば、さらに安心できるのではないかと思う。

3 法人の主任保育士

＜前回選定部会の方向性＞

法人の主任保育士を配置する。

＜前回選定部会での主な意見＞

- ・ 市の副園長と対等に新しい園舎での保育を考えていく職員が必要であること、法人職員の相談等に対応する職員が必要であることから、法人の主任保育士が必要ではないか。

4 移管後の運営に係る基本事項における「保育士」の要件

<前回選定部会の方向性>

「保育士」の要件を設ける。

<前回選定部会での主な意見>

- ・ 市と法人の保育士と一緒にクラス運営をしていくのであれば、移管後の運営に係る基本事項における保育士の要件が必要と考える。具体的な要件については検討が必要。

【審議事項 4 における参考資料】

別紙 1 移管後の運営に係る基本事項

5 点数配分

<前回選定部会での主な意見>

- ・ 運営実績・事業計画・整備計画の配点バランスを再検討する。

【審議事項 5 における参考資料】

別紙 2 運営実績，事業計画及び整備計画の点数配分

6 整備計画

<前回選定部会での主な意見>

- ・ 整備方針のウェイトは高くしてもよいと思う。
- ・ 資金面はできていて当然の項目であるため，係数を低くし，整備方針の係数を高くしてもよい。

【審議事項 6 における参考資料】

別紙 3 書面審査の項目及び基準

移管後の運営に係る基本事項（崇仁保育所）

別紙 1

I 保育所運営等

現案	
2 職員について	
職員数	各年度において、必要となる保育士等を確保すること
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上） ・認可保育所での保育経験 12 年以上 ・社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）
保育士	なし
(以下省略)	

(参考) 修学院保育所及び淀保育所の募集要項における規定	
本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること	
専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上） ・認可保育所での保育経験 12 年以上 ・社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上） 	
次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上（うち 1 人は乳児保育経験のある者） ・上記のほか、乳児保育経験のある保育士を 2 人以上 ・保育士等として経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上 	

運営実績、事業計画及び整備計画の点数配分

1 他都市の点数配分

(1) 仙台市

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	40点 (29%)	80点 (59%)	16点 (12%)	136点

(2) 名古屋市

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	10点 (14%)	55点 (79%)	5点 (7%)	70点

(3) 大阪市

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	60点 (40%)	60点 (40%)	30点 (20%)	150点

(4) 神戸市

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	28点 (28%)	61点 (61%)	11点 (11%)	100点

(5) 北九州市

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	24点 (24%)	70点 (70%)	6点 (6%)	100点

2 他都市との比較

《現案》（開智幼稚園の認定こども園移行に係る整備運営法人募集要項と同様の点数配分）

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
点数 (割合)	75点 (37.5%)	75点 (37.5%)	50点 (25%)	200点

《他都市平均》

	運営実績	事業計画	整備計画	合計
割合	29.1%	58.6%	12.3%	100%

書面審査の項目及び基準

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点
整備計画 (新施設の 事業計画)	1 整備方針 2 整備内容	46 整備方針	・保育所運営に適した具体的な整備方針を定めているか。	2	1	0
		47-1 整備内容①	・施設基準を満たすことはもとより、各保育室やホール等において十分な面積が確保されているか。	2	1	0
		47-2 整備内容②	・子どもの発達に応じた環境設定がされているか。	2	1	0
		47-3 整備内容③	・安全等に配慮し、子どもが快適に過ごせるような施設設計になっているか。	2	1	0
		47-4 整備内容④	・駐輪場や駐車場の設置も含めた外構計画が適切なものであるか。	2	1	0
		47-5 整備内容⑤	・周囲の景観と調和した園舎のデザインとなっているか。	2	1	0
		47-6 整備内容⑥	・地域の生活文化、歴史性を踏まえた整備内容となっているか。	2	1	0
		47-7 整備内容⑦	・保護者の要望を尊重した整備内容となっているか。	2	1	0
3 財務状況及 び資金計画	47	47-8 整備内容⑧	・体育館及び管理棟について、保育所及び地域の利便性やセキュリティに配慮しているか。	2	1	0
		資金計画	・適正な整備計画及び財源確保の計画となっているか。	2	1	0
小計						6
50点満点換算						48
						50